

千葉県企業局特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び 最低制限価格制度実施要領

平成 23 年 12 月 1 日 制定
令和元年 10 月 1 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領（平成 19 年 10 月 1 日施行）第 3 条第 3 項に基づき、局長が特に著しい低価格での落札による労働環境の悪化や品質低下が懸念されると認めた委託業務（以下「特定委託業務」という。）について、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用に係る事務手続等について定めるものとする。

なお、本要領に定めのない場合は、千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領の定めるところによる。

(適用対象業務)

第 2 条 この要領が対象とする特定委託業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 局が所有する庁舎等に係る次のアからエの維持管理業務であって、受託者が常駐するもの。

- ア 建物清掃
- イ 電気・機械設備等保守管理
- ウ 警備
- エ 建物総合管理

(2) 局が所有等する緑地等に係る次のアからエの維持管理業務

- ア 緑地管理
- イ 除草
- ウ 樹木管理
- エ 樹木等害虫駆除

(適用対象金額及び適用制度)

第 3 条 特定委託業務に係る競争入札を執行するときの適用対象金額及び適用制度は、次の各号によるものとする。

なお、単価入札による場合は、次の各号の「予定価格」を「予定価格に予定数量を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(1) 予定価格が 1,000 万円以上 低入札価格調査制度

(2) 予定価格が 100 万円を超え 1,000 万円未満 最低制限価格制度

(低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格等)

第4条 低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格(低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。以下同じ。)は、千葉県企業局物品等契約事務取扱要綱第9条に定める予定価格の設定に係る事務を行う者が定めるものとする。

2 調査基準価格の額は、予定価格に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。)とする。

3 低入札価格調査の実施にあたり、価格失格判定基準を設定し、予定価格に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。)を下回った入札については、契約の内容に適合した履行がされないものとして、調査を実施せず、失格とする。

ただし、WTO政府調達協定に該当する案件については、価格失格判定基準は適用しない。

(最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格)

第5条 最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格は、千葉県企業局物品等契約事務取扱要綱第9条に定める予定価格の設定に係る事務を行う者が定めるものとする。

2 最低制限価格の額は、予定価格に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。)とし、この額を下回った入札については、契約の内容に適合した履行がされないものとして、失格とする。

(予定価格を記載した書面への最低制限価格の記載)

第6条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、予定価格を記載した書面に、最低制限価格を「(最低制限価格〇〇円)」と記載し、かつ、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第3位以下の端数を生じたとき、これを切り上げる。)を「(最低制限価格の110分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

(最低制限価格及び価格失格判定基準の入札者への周知)

第7条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札説明書もしくは入札約款(物品・委託等)の提示の際及び

入札執行の際に説明するものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

2 価格失格判定基準を設定する場合において、入札の執行者は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札約款（物品・委託等）の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

(1) 価格失格判定基準が設定されていること。

(2) 価格失格判定基準に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とすること。

（最低制限価格制度を適用した入札における落札者の決定）

第8条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は、総合評価値の最も高い者）を落札者とするものとする。

（最低制限価格制度を適用した入札結果の公表）

第9条 最低制限価格制度を適用した入札結果の公表に当たっては、千葉県企業局物品の購入等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領（平成19年4月1日施行）の別記様式1及び3の「調査基準価格」を「最低制限価格」に読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成23年12月1日から施行し、平成24年度にその債務が履行される建物清掃等委託業務に係る入札に適用する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行し、平成25年度にその債務が履行される特定委託業務に係る入札から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年1月6日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条の規定は、平成26年度にその債務が履行される委託業務に係る入札から適用し、平成25年度に履行される委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正後の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 12 月 8 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、平成 29 年度以降に債務の履行が開始される委託業務に係る入札から適用し、平成 28 年度中に債務の履行が開始される委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。